

京都市消防局訓令甲第8号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の標準的な職を定める規程を次のように定める。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防職員の標準的な職を定める規程

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 制 上 の 段 階		標 準 的 な 職
1	消防局次長，監察監，理事が属する職制上の段階	局 長
2	統括監察員，部長，校長，担当部長，署長が属する職制上の段階	部 長
3	課長，分署長，副署長，担当課長が属する職制上の段階	課 長
4	課長補佐，担当課長補佐が属する職制上の段階	課 長 補 佐
5	係長，担当係長が属する職制上の段階	係 長
6	整備主任者が属する職制上の段階	作 業 長
7	主任が属する職制上の段階	主 任
8	1の項から7の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係 員

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)